

兵高教組

調査情報

第43号 2009年3月23日

兵庫県高等学校教職員組合調査部

電話：078-341-6745

http://www.hyogo-kokyoso.com

特別支援学校のバス添乗業務の民間委託 県教委：現状の違法性を認め謝罪 しかし、完全な丸投げに「改善」して、 子どもの安全を切り捨てる暴挙を強行！

県教委は、西はりま特別支援学校（2005年開校）以降、新規に導入する特別支援学校のスクールバスの添乗業務を民間委託してきました。安全・安心が至上課題である障害児教育の現場では、なによりも教職員間の密接な連携が必要です。私たちは、学校とバス添乗員が連携を深めるほど違法性が高まる民間委託はなじまないと主張してきました。

県教委は、3月19日、私たちとの協議の場で、民間委託で「密接な連携」をとっている現状が「偽装請負」という違法状態である可能性を認め、謝罪。しかし、バス添乗業務を学校から切り離す「適法な請負」として、民間委託を継続することを表明しました。

私たちは、スクールバスの安全・安心を投げ捨てる暴挙と厳しく批判。撤回を要求しています。

安全・安心に反する民間委託

民間委託の最大の問題は、教育的連携を密にすること自体に違法性が生じることです。

直接雇用ではなく、「請負」という形態にすると、事故の際の賠償や労働者の労働条件などは、全て請負会社の責任となり、学校にとっては大幅なコスト節減になるとされます。しかし、労働者への指揮命令権は請負会社にあり、学校は、請負労働者の添乗員に直接、指揮・命令を行うことはできません。

契約上では「請負」という形を取っていても、実態として労働者を業務発注者（この問題では学校）の指揮・命令の下に業務をさせる行為を「偽装請負」といい、違法行為とされます。

安全・安心を至上課題として、なによりも教職員間の連携が求められる特別支援学校の現場に、民間委託はなじみません。

県教委：違法性を認め謝罪

県教委特別支援教育課は、繰り返し「民間委託をしても、学校とバス添乗員は密接な連携をとっているから何も問題はない」と、高教組・障教組の懸念を否定してきました。

1月23日、私たちは専門家の意見を踏まえてその違法性を厳しく指摘（調査情報38号参照）。ようやく、県教委は知事部局の法制担当と法的な検討を行いました。

3月19日、私たちは県教委と交渉・協議の場を持ちました。県教委は、私たちの指摘通り、現状の運用は違法性が高く、そのままでは続けられないという認識を表明。今までの言動や違法状態を放置してきたことを謝罪しました。

民間委託でも安全・安心が維持できる根拠としてきた「密接な連携」が否定された以上、民間委託を中止することが道理です。

完全な丸投げに「改善」という暴挙

ところが県教委は、「時間がないので民間委託は予定通り進める」、「密接な連携という今まで通りの運用はできないので、適法な運用を今後検討する」、「適法な請負によって現場でどのような支障が出るか検証する」などと発言。教育現場の安心・安全に責任を持つべき立場を投げ捨てる、驚くべき態度をとりました。

「適法な請負」とは、バス添乗業務を学校から切り離し、業者に丸投げすることを意味します。

密接な連携は不可欠

知的障害を持ち、自分の思いを伝えることが困難な子どもたちは、バスの中で色々な方法で気持ちを表現します。気分がいいと大きな声で歌う子、その声が嫌で耳をふさぎ窓に頭をガンガン打ち付ける子、血がにじむまで自分の手を噛む子、顔が変形するほど自分の頬を叩く子、他の子への他傷行為に及ぶ子……。発作を起こしたり、医療的ケアが必要な子も乗っています。狭い空間にはほぼ満席状態のスクールバスでは、様々な「非常事態」が起きますが、その都度、介助員（民間委託校以外の公務員）や添乗員（民間委託）は、学校と密接に連絡を取り合って、安全・安心のバスを維持しています。

添乗員と学校との「密接な連携」を禁止する「適法な請負」がどのような結果をもたらすか「検証」せずとも明らかです。重大な事故が起ってからでは遅いのです。

行政担当から良心を奪う県行革

事故や支障は、事前に防止するのが行政の責務です。それを投げ捨てるモラルハザードの背景にあるのは、県行革です。職員の3割削減という無謀な目標の押しつけが、心ある行政担当者を良心に反する仕事に追いやっています。

同時に、行革措置といいながら、民間委託によっていくらか節約になるのか当局は示すことができません。請負会社のピンハネ分、直接雇用より割高になっている可能性すらあるのです。

民間委託で違法とされる行為

特定の生徒への対応についての注意事項を、学校側が直接添乗員に依頼する行為は、いかなる形であれ「指揮・命令」になると考えられるので、許されない。

学校と添乗員の直接の情報交換は、受託業者責任者の立場を薄め、「指揮・命令」につながりかねない。そもそも、日常的にきめ細かい情報交換が必要な業務は請負にはなじまない。

「日報」という形で学校での生徒の様子を直接「添乗員」に手渡す行為については、「日報」を見た添乗員がどう判断するかが任されることが必要。「気をつけてください」など、「指揮・命令」とみなされる内容があれば、違法である可能性が高い。

バス内で「添乗員」の手に余る事態が起こったときに、学校側の責任者が同乗して生徒を指導する状況は、いわゆる「混在」にあたる。「指揮・命令」につながりかねないので、違法である可能性が高い。

研修を実施する場合は、業務に当たった個々の具体的な問題ではなく、その業務に係わる基本的な知識や経験などを受託業者が労働者に伝えるものでなければならない。学校が主催したり、講師を派遣して、実際の・実践的な研修を行えば、「指揮・命令」にあたる。

民間委託をやめ、安全・安心のバスを維持せよ

私たちは、安全・安心すら保障できないスクールバス添乗業務の民間委託は直ちに中止し、添乗員を県が直接雇用することを強く要求しています。

県教委と引き続き交渉するとともに、広く世論にも訴えて、安全・安心のバスを維持するために、全力を尽くします。